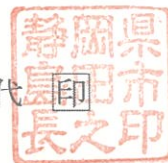


一般廃棄物処理業許可証

島地環 第 274 号
令和 3 年 12 月 28 日

所在地 静岡県静岡市葵区柚木105番地の6
名称 ブレイヴ株式会社
代表者 代表取締役 鈴木 洋平 様

島田市長 染谷 絹代



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項及び島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定により、次の条件を付して許可する。

1 業務の内容	(1) 収集 (2) 運搬
2 取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
3 許可期間	令和4年1月9日から令和6年1月8日まで
4 その他の条件	<ol style="list-style-type: none">1、島田市内の一般廃棄物は島田市外へ持ち出さないこと。2、島田市外の一般廃棄物は島田市内に持ち込まないこと。3、島田市及びごみ処理施設の職員の指示に従うこと。4、次に掲げるものをごみ処理施設に搬入してはならない。<ol style="list-style-type: none">① 島田市の指定袋を使用していない廃棄物② 他市町村から排出された廃棄物③ 産業廃棄物、特別管理一般廃棄物④ 島田市の基準による分別収集がされていない廃棄物⑤ 中間処理や埋め立てに障害となる廃棄物5、廃棄物処理手数料については、担当職員の指示に従うこと。6、廃棄物の収集・運搬等の手数料は適正な額とすること。7、運搬車両は常に清潔に保つこと。8、運搬車両や契約事業者等の変更があった場合、すみやかに届け出ること。9、一時的に生じた多量の廃棄物を搬入する場合には、事前に連絡し承認を得ること。10、業務状況報告報告書を毎月（翌月10日までに）提出すること。11、一般廃棄物の収集区域は島田市全域とする。12、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。13、手数料等の公共料金は期限内に納付すること。